

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情5第37号	受理年月日	令和5年11月8日
件 名	東日本大震災による目黒区民住宅への避難者に対する建物明渡等請求について目黒区長に対し議会への裁判経過報告を求めるとともに建物明渡後も訴訟を継続することの意図を説明することを求める陳情		
<p><b>【陳情の趣旨】</b></p> <p>今年も目黒区民まつりのイベント「目黒のさんま祭」で、友好都市の気仙沼市から届けられたさんまが、その場で炭火焼きにして提供され、多くの来場者で賑わっていました。</p> <p>その気仙沼市で、2011年の東日本大震災により被災し、住居・店舗などを失った被災者は、目黒区がみなし仮設住宅として用意した目黒区民住宅に避難してきました。しかし、仮設住宅の期限切れ後、目黒区は代替手段の用意や被災者支援を行うことなく、重病の夫を抱える被災者に住宅からの退去を迫り、提訴しました。目黒区が東京地方裁判所（民事31部）に令和3年7月29日に行った「建物明渡等の請求に関する民事訴訟」（令和3年（ワ）第19641号）については、建物明渡請求時には夫が重病で移動が困難でしたが、その後夫が死亡し、既に建物を明渡しています。目黒区も令和4年9月26日の口頭弁論で建物が明渡されたことを認め、明渡に関する請求の趣旨を取り下げているため、現在は800万円を超える高額の家賃（月額192,500円）請求訴訟となっています。このため、これまで複数回にわたり、目黒区長に対して区議会へ裁判経過報告を行うよう求めてきましたが、一度も報告されていません。</p> <p>最近、裁判が大きく進展しました。令和5年10月23日の口頭弁論で、これまで原告（目黒区）が頑なに拒んでいた証人（目黒区住宅課長および被告）尋問が行われました。証言台に立った住宅課長は、災害救助法第三条の「救助実施市の長は救助の万全を期する」ことについて問われ、「決定は宮城県であり、目黒区ではない」と言い放ちました。被災者に寄り添う姿勢を見せない目黒区。もし目黒区民が被災して他の自治体に避難し、避難先で困難に直面したときには、受け入れ自治体に対応をお願いせざるを得ないでしょう。目黒区は今の姿勢を可とするのでしょうか。</p> <p>また、めぐろ被災者を支援する会が行った目黒区および宮城県への情報開示請求で、目黒区は災害救助法の求償の仕組みを使って、提訴時の訴訟費用を宮城県から受け取っていたことがわかりました。</p> <p>口頭弁論は次回（令和5年12月21日）で結審し、年度内には判決が出されると予想されます。</p> <p>本年4月に行われた区議会議員選挙では議員の約1/3が入れ替わりました。提訴決定時には在職していなかった新議員にも裁判経過報告を行うとともに、裁判継続の意味について区長から説明を受ける必要があると考えます。</p>			

そこで、以下を求めます。

**【陳情事項】**

- 1 目黒区長に対し、東日本大震災による目黒区民住宅への避難者に対する「建物明渡等の請求に関する民事訴訟」（令和3年（ワ）第19641号）の裁判経過報告を区議会に行うよう求めてください。
- 2 その上で、被告による建物明渡後も、上記民事訴訟を継続することの意図について説明するよう求めてください。